平成２７年（フ）第１９１８号
大阪府門真市野里町38番７号　ハローズ101号
債務者　藤田　政幸
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１号
釧路市大楽毛１丁目６番22号
債務者　樋口　泰秀
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４３号
横浜市鶴見区向井町１丁目25番地３　大沢荘１号室
債務者　橋野イメルダこと　ハシノ　イメルダ　ブリオネス
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１４号
岡山県倉敷市児島唐琴３丁目１番11号
債務者　山下　幸雄
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
岡山市北区大学町４番14号ヴィラリバー504号室、旧住所岡山市南区藤田666番地90
債務者　花岡　秀樹
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第３５５号
栃木県日光市湯西川656番地
破産者　マルアイ有限会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市上戸祭町104番地33　ル・ミエール上戸祭202号室、前住所栃木県宇都宮市上籠谷町2965番地７
破産者　野澤　　清
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８７号
岡山市南区藤田1046番地３
破産者　田中　律雄
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１００号
横浜市南区花之木町２丁目32番１号
破産者　フジ電工株式会社
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
長野県松本市大手４丁目11番５号
破産者　株式会社岩岡商店
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２３号
長野県松本市寿北９丁目１番２号
破産者　大信工業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８０９号
福岡市中央区笹丘１丁目17番29―503号
破産者　井手せい子
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６１３号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番21―703号
破産者　山中　克己
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
北海道苫小牧市栄町１丁目３番３号、開始決定時の住所北海道苫小牧市末広町２丁目４番13号
破産者　浅野目幸広
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４８３号
兵庫県姫路市勝原区宮田287番地３　県営勝原鉄筋１棟105号
破産者　大本美由紀
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６０２号
広島県東広島市八本松南８丁目14番27号
破産者　宮崎　正己
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４６号
広島県三原市大和町萩原939番地
破産者　河内　義則
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部